

令和 6 年度第 1 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 6 年 4 月 1 6 日

担当部・課：総務部市民税課〔内線 3 0 9 1〕

総務部資産税課〔内線 3 1 1 2〕

① 件 名
個人住民税における定額減税の実施及びわがまち特例等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>令和 6 年度地方税制改正について、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、個人住民税では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として実施する個人住民税の減税に伴う規定の整備のほか、固定資産税では、再生可能エネルギー発電施設の特例措置（わがまち特例）の延長、対象要件の見直し、都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備する固定資産に係る固定資産税等の課税標準額の特例新設の改正がなされた。</p> <p>【目的】</p> <p>関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正・公平な市税の課税措置を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号） 石巻市市税条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号） 石巻市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 5 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 6 年 3 月 地方税法等の一部を改正する法律公布（令和 6 年 4 月 1 日施行） 石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正について専決処分 （令和 6 年 4 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市市税条例関係</p> <p>(1) 個人住民税関係</p> <p>個人住民税の減税に伴う規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度個人住民税所得割課税者で合計所得金額が 1, 8 0 5 万円（給与収入 2, 0 0 0 万円）以下の者を対象に納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 1 万円を乗じた金額を所得割から控除する旨を規定する改正。 ※定額減税により生じた減収額は、地方特例交付金（定額減税減収補填特例交付金（仮称））により全額国費で補填される。 <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>わがまち特例制度における課税標準の特例（新規 2 件、延長 1 9 件、廃止 1 件）【別添資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の見直しを行った上で適用期間を 2 年間延長する。（出力が 10, 000Kw 以上 20, 000Kw 未満の特定バイオマス発電設備のうち、一般木質、農作物残さを使用する機械・装置についての特例を追加（参酌：7 分の 6） ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備する固定資産に係る固定資産税等の課税標準額の特例の新規追加（参酌：2 分の 1）

- ・適用期限が令和6年3月31日のものについて、適用期限の延長
- ・特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止

2 石巻市都市計画税条例関係

わがまち特例制度における課税標準の特例（新規1件、廃止1件）【別添資料】

- ・都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備する固定資産に係る固定資産税等の課税標準額の特例の新規追加（参酌2分の1）
- ・特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税の課税標準の特例措置の廃止

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

税務行政の公正確保と透明性の向上が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、県内市町村においても同様の改正予定としている。

⑧ 今後の予定及び施行年月日

石巻市市税条例及び石巻市都市計画税条例の一部改正の専決処分（令和6年3月31日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

⑨ その他